

第2回 鎌倉市宿泊税等 観光財源に関する検討委員会

令和8年3月31日

説明資料 1

1 前回の検討委員会の振り返り (委員からのご意見と対応方針)

【議題】 鎌倉市の現状、観光特性・課題、観光財源の種類とその比較・検討について

導入にあたってのご意見

(委員からのご意見)

各観光財源の特性を比較した結果、宿泊税の検討に優位性があると考えられるが、並行して日帰り観光客にも負担いただく仕組みを検討していくべき。

(事務局の回答、対応方針)

⇒引き続き、公衆トイレ等の観光施設の有料化やGCF(ガバメントクラウドファンディング)等を活用した財源確保を検討してまいります。

(委員からのご意見)

市内宿泊者数の割合が、延べ観光客数と比較し、かなり少ないと認識しています。そこから宿泊税を徴収することに公平性があるのかは疑問があります。

(事務局の回答、対応方針)

⇒宿泊税という制度の優位性を本検討委員会の中でも協議し、一定以上の税収効果が見込めるようであれば、まずは宿泊税から導入をしていきたいと考えます。

用途に関するご意見

(委員からのご意見)

宿泊税をオーバーツーリズム対策の予算にのみ使用するのでは構造として誤っていると考えます。用途は、宿泊者の利便性の向上のための環境作りや宿泊事業者の方々のDX化を進める等、生産性を向上させることに利用すべき。

(事務局の回答、対応方針)

⇒市に代わって宿泊税を徴収いただく宿泊事業者を支援できるような用途を、先行事例を研究しながら検討してまいります。

【議題】 市内宿泊事業者向けアンケートの結果、他市の宿泊税の導入状況について

導入にあたってのご意見

(委員からのご意見)

宿泊施設からすると、おそらく宿泊税について分からないことの方が多いと感じるので、丁寧な連絡や説明が必要と感じます。

(事務局の回答、対応方針)

⇒再度通知の送付やアンケートの協力依頼等をしながら、コンタクトを試みます。また各事業者のリテラシー向上のためにも、今後「宿泊事業者向け勉強会」を実施します。

使途や導入後のマネジメントに関するご意見

(委員からのご意見)

ホテルの業務で地方を訪問した際「鎌倉はオーバーツーリズムだから行きづらいよね」という印象の声を頂くことが多々あります。全国的にイメージが先行してしまっている。

(事務局の回答、対応方針)

⇒鎌倉市のホスピタリティを向上させるような使途を立案することで「鎌倉市に行きたい、泊まりたい」という方を増やす取り組みを検討します。

(委員からのご意見)

先行事例では、宿泊税を基金化しています。将来に亘って明確に観光に資する施策にだけ利用できるようになりますし、資金の流れも分かりやすいです。また、継続的に適切な使途が設定される仕組みづくりも重要です。

(事務局の回答、対応方針)

⇒宿泊税が一般財源化され、観光以外に使われるといったことが無いよう、基金化を検討するとともに、継続的に適切な使途が設定されるPDCA機能を検討します。

2 3月2日実施の宿泊事業者向け 勉強会について

勉強会の実施概要について

■次第(該当部分抜粋)

- ・(1)宿泊税等の観光財源について
講師：山下副委員長
- ・(2)鎌倉市の考える観光財源等について
説明者：鎌倉市観光課
- ・(1)と(2)に関する質疑応答

■人数

参加者：47名(会場12名、オンライン35名)

■質疑応答

別添参考資料2「勉強会Q&A」を参照ください。

当日の主なご意見・ご質問と市の回答

頂いたご意見(要約)	市の回答、考え方(要約)
<p>市の財政負担を増やす大多数が日帰り旅行者の方であると確認されている現状で、なぜ宿泊業だけが宿泊税という形でその負担を負わなければいけないのでしょうか。</p>	<p>宿泊税の課税の検討と並行して、日帰り観光客に何らかのご負担を頂く手法について、協力金や寄附金等の名称でお預かりすることも含めて、研究して参ります。</p>
頂いたご意見(要約)	市の回答、考え方(要約)
<p>決済表示で、宿泊代金と税の分離表示、あるいは内税表示の指定、OTA（オンライン予約サイト）での対応可否など、現場が混乱しないための具体的な運用案を提示してください。</p>	<p>先行事例では、事業者に応じて様々な決済システムや支払いのフローを実施されていることから、特別徴収の方法を具体的に指定をしておりません。 今後、具体的な制度設計を行う上では、宿泊事業者の皆様にご負担の少ない形で運用や宿泊者へ向けた事前の情報周知等を検討、設計して参りたいと考えております。</p>

宿泊税の導入意義や徴収に伴う負担を心配するお声が、多く寄せられています。

⇒この点については、引き続き丁寧に説明を行っていくとともに、特別徴収義務者の負担軽減や支援に繋がる補助制度の検討を進めていきたいと考えます。

参考) なぜ、宿泊税なのか①

以下の様々な要素から判断し、現時点で市が最も優先して検討すべき観光財源は、宿泊税であると考えています。

- ・ 日帰り客が多い鎌倉市だからこそ、**朝夜観光や宿泊を伴う滞在型観光の推進といった観光振興等を目的とした財源を確保し、活用したい。**

- ・ 観光における受益者である観光客へ負担を求めるにあたり「**宿泊**」**行為が、最も課税対象とすべき行為として適している。**

※飲食、物品の購買、入域、駐車場利用、公共交通機関の利用等の消費行動は、観光客ではない市民等も行うケースが多数あるため、課税対象とすべき行為としては公平性に欠ける

※社寺の拝観料は、宗教上の『寄付』の性質があるとして、現時点では非課税
⇒実現には国も含めた規模での検討が必要であり、導入までの検討に時間を要する

- ・ 導入自治体が急速に拡大しており、ノウハウが既に確立されていることから、他の観光財源の確保手法に比べ、導入が行いやすい。
⇒ **国内の他の観光都市において、宿泊税を活用した観光振興が進んでいく中、競争力で劣らないためにも、先駆的に導入が必要**

参考) なぜ、宿泊税なのか②

- 他の課税対象行為や財源の確保手法と比べ、財源額を試算するための数字の把握が容易であり、財源規模の予測が立てやすい。
⇒ **観光財源として、将来的な活用計画が立案しやすく、使途が設計しやすい。**

- 得た財源を活用し、宿泊を伴う滞在型観光を支援していくことで、
「税込増」、「サービスの向上」にも繋がり、好循環を生み出せる。



3 アンケート結果等を踏まえた税制度案 及び他市の導入状況

事業者アンケート 追加実施分の結果

第1回 概要

1 実施期間
令和7年12月22日～令和8年1月14日

2 送付先
市内宿泊事業者 377件

※神奈川県公表する
『旅館業法に基づく許可施設一覧』及び
『住宅宿泊事業施設一覧』より

- ①旅館業法許可施設数
215施設
・旅館・ホテル：48施設
・簡易宿所：167施設
- ②住宅宿泊事業施設(民泊)
162施設

3 回答率
約11.1% (42件 / 377件)

追加実施分 概要

1 実施期間
令和8年3月2日～令和8年3月15日

2 送付先
市内宿泊事業者 377件

※神奈川県公表する
『旅館業法に基づく許可施設一覧』及び
『住宅宿泊事業施設一覧』より

- ①旅館業法許可施設数
215施設
・旅館・ホテル：48施設
・簡易宿所：167施設
- ②住宅宿泊事業施設(民泊)
162施設

3 回答率
約12.2% (46件 / 377件)

⇒新規では4件が追加

主な課税要件（確認・検討事項）

検討項目	具体的な内容	鎌倉市における内容
①課税客体	税金がかかる物や行為	鎌倉市に所在する宿泊施設への宿泊行為
②課税標準	納税額を算出する際に必要な基本的な数値	宿泊施設への宿泊数
③納税義務者	租税を納める義務を課せられる者	宿泊施設への宿泊者
④徴収方法	特別徴収：宿泊施設が宿泊者から宿泊税を徴収し納入 普通徴収：町が納税義務者から直接租税を徴収	特別徴収
⑤申告期限	条例に規定される日までに、徴収（納付）すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入 ※特例有

確認事項

⇒ 先行事例では差別化されていないため、事務局案としては先行事例を踏襲

⑥免税点	一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度	検討・協議
⑦税額・税率	税金の額。一律定額制、段階的定額制、定率制が考えられる	検討・協議
⑧課税免除	地方税法第6条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる	検討・協議
⑨課税期間	制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案して、一定期間ごとに見直しを行う	検討・協議

検討・協議
事項

⇒ 自治体ごとの実情や考え方で差別化されており、「宿泊事業者の意向」や「市としての考え」を踏まえ、検討協議が必要

個別の課税要件の確認 ①

検討項目	具体的な内容	鎌倉市における内容
①課税客体	税金がかかる物や行為	鎌倉市に所在する宿泊施設への宿泊行為
②課税標準	納税額を算出する際に必要な基本的な数値	宿泊施設への宿泊数
③納税義務者	租税を納める義務を課せられる者	宿泊施設への宿泊者

概ねの先行事例では、特別な事情が無い場合、「旅館業法の許可を受けたホテル・旅館・簡易宿泊所」、「住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）」を宿泊税の対象となる「宿泊施設」と設定しています。

これら課税要件において、鎌倉市では特別に加味すべき事情は無いと考えられることから、先行事例と同様に、課税客体は「市内の宿泊施設への宿泊行為」、課税標準は「宿泊施設への宿泊数」、納税義務者は「宿泊施設への宿泊者」と考えます。

【対象施設】

- (1)旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設
- (2)住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅

個別の課税要件の確認 ②

検討項目	具体的な内容	鎌倉市における内容
④徴収方法	特別徴収：宿泊施設が宿泊者から宿泊税を徴収し納入 普通徴収：町が納税義務者から直接租税を徴収	特別徴収

自治体が宿泊者から宿泊税を直接徴収することは、実務上困難であり、全ての先行事例において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、**宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体へ納入する「特別徴収」と**します。

検討項目	具体的な内容	鎌倉市における内容
⑤申告期限	条例に規定される日までに、徴収（納付）すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入 ※特例有

全ての先行事例において、**毎月末日までに前月分を申告納入する方式**をとっています。また、特別徴収義務者の事務負担を軽減するための特例として、一定の要件に該当し承認を受けた場合には、年4回の申告納入としている事例もあり、当市においても**特例の実施を前提**に検討します。

【先行事例における要件の例】

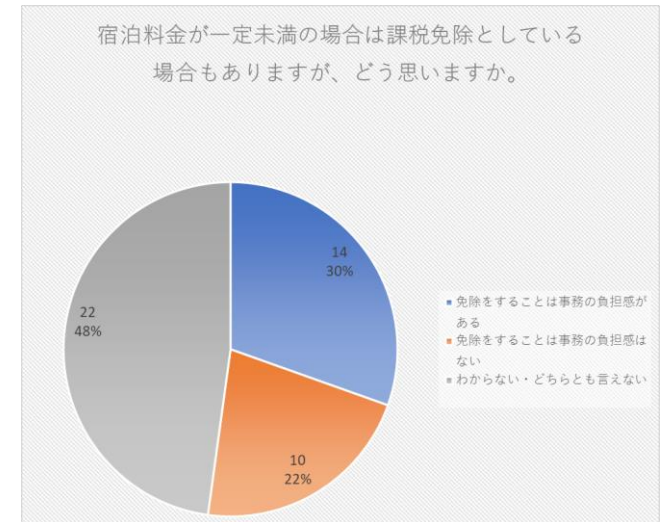
- ・ 過去 12 か月の宿泊税の年税額が一定以下である
- ・ 過少申告加算金等の決定を受けておらず、適正な申告が行われている
- ・ 市税の徴収金を滞納していない
- ・ 1年以上前から宿泊施設の経営を開始している
- ・ 財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認めらる・・・など。

個別の課税要件の検討・協議 ①

検討項目	具体的な内容	鎌倉市における内容
⑥免税点	一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度 ※一定の宿泊料金の額以下は課税しない、等	検討・協議

アンケートの結果では、「免除は事務負担がある」が30%、「どちらともいえない」が48%を占めており、「免税点を設けるべき」という判断要素は希薄です。

宿泊事業者の事務負担の軽減の視点から「免税点は設けない」ことがよいと考えます。



検討項目	具体的な内容	鎌倉市における内容
⑦税額・税率	税金の額。一律定額制、段階的定額制、定率制が考えられる	検討・協議

宿泊税の設計において、最も差別化が図られている要件のため、

- ・事業者アンケートから考えられる税率・税額
 - ・税率(一律定額制、段階的定額制、定率制)ごとの税収見込み等
- を示しながら、ご意見を頂きたいと思えます。

税額・税率の検討に関わるアンケートの結果

図1

宿泊税の導入により想定される影響はありますか。

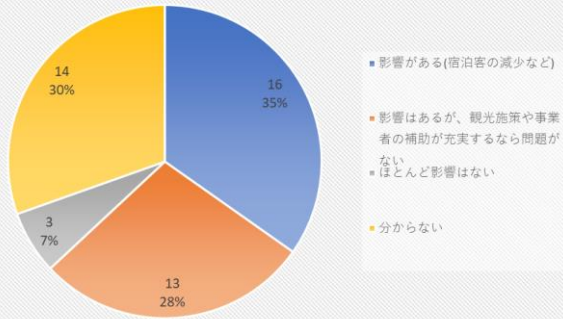


図2

宿泊税を導入した場合、税額ごとに宿泊者数の減少など影響についてどう考えますか。

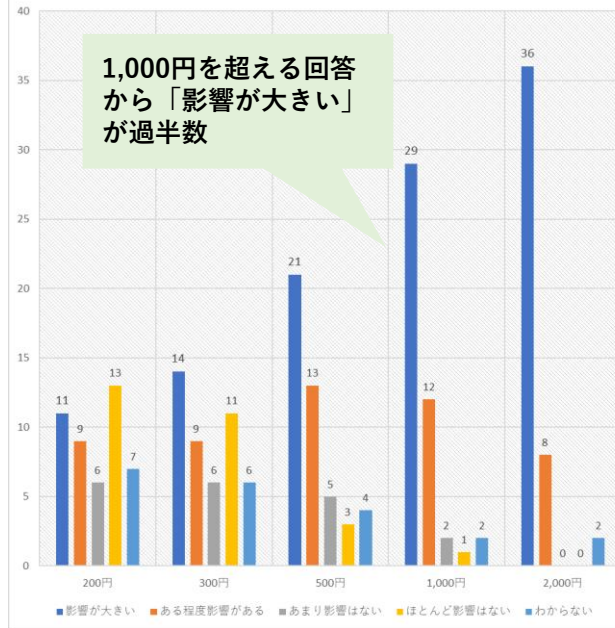
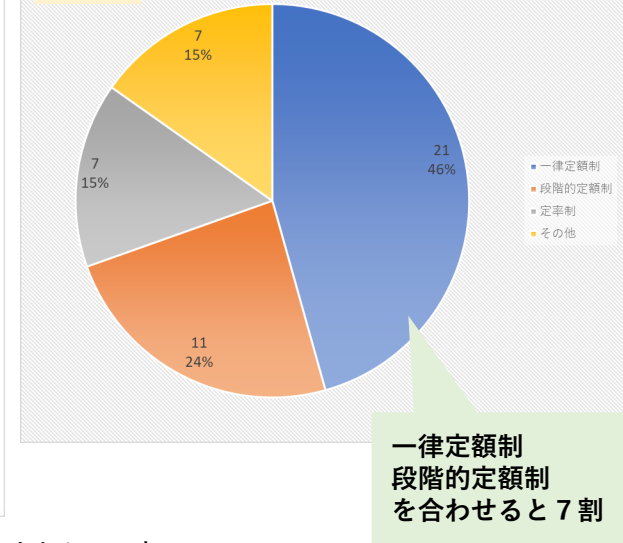


図3

宿泊税を導入した場合、税額の設定はどのような形が適切と考えますか。



○税額の検討に関し、アンケート結果から考えられる判断要素

【図1】アンケートの結果、35%は明確に導入に対し抵抗感を持っていますが、合算すると「影響はあるが観光振興が図られれば問題無い」、「ほとんど問題が無い」の割合も35%でした。残りの30%は「わからない」という回答であり、『市内の大多数が宿泊税導入に反対されている』と読み取れる結果ではありませんでした。

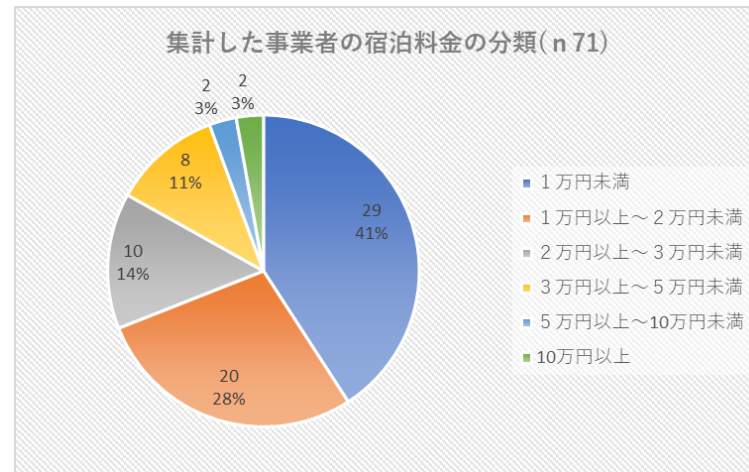
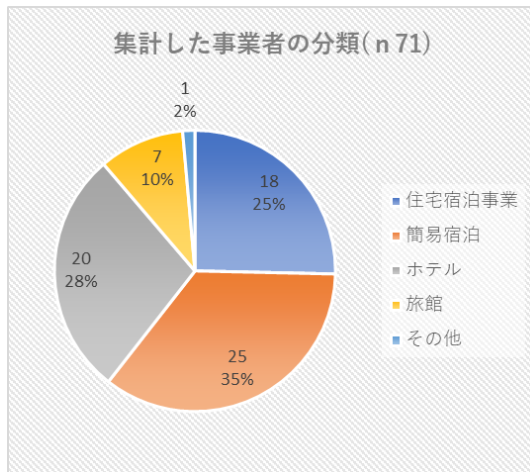
【図2】税額については、1,000円を超える回答から、回答者の過半数が「影響が大きい」と感じていることがわかります。

【図3】税額については、一律又は段階的定額制を望む声が多く出ています。

税額・税率の検討・協議(市による試算結果)

※税込試算における基礎データについて

事業者アンケート46件に、観光課で別途行った調査における25件の結果を加え、合計71施設分の回答から赤枠の基礎データを算出し、各税額・税率の税込試算をしました。



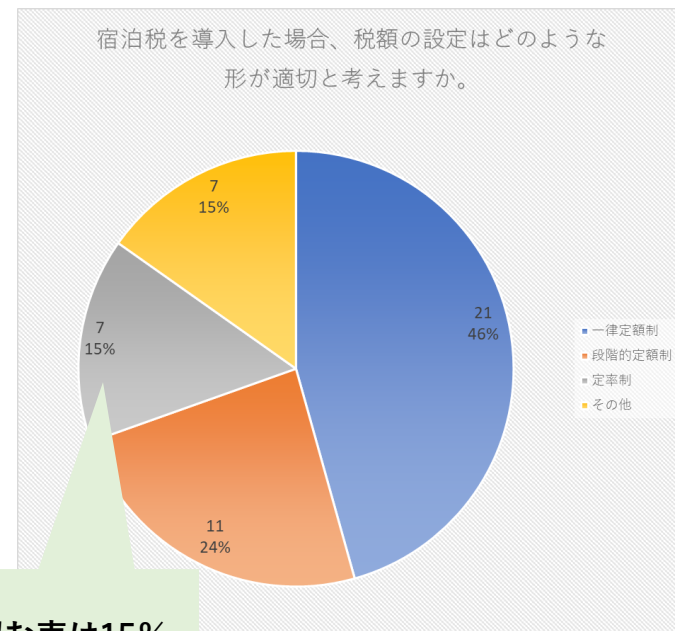
集計項目	推計値	単位
71施設における年間宿泊者数	530,908	人
宿泊料金が2万円未満の施設の宿泊者	241,148	人
宿泊料金が2万円以上の施設の宿泊者	289,760	人
(参考: 免税点の検討)		
宿泊料金が1万円未満の施設の宿泊者	74,127	人
71施設における年間の宿泊料金	13,520,529,296 (約135億)	円

アンケート及び調査データから、
 ・年間の総宿泊者
 ・年間の総宿泊料金を算出し、試算しています。

税額・税率の検討・協議(定率制)

定率制			
税額(%)	宿泊料金	税込見込(年)	
3	13,520,529,297	405,615,879	⇒約4.06億
4	13,520,529,297	540,821,172	⇒約5.51億
5	13,520,529,297	676,026,465	⇒約6.76億

※定率制において免税点を設けることは、実例が無いこと、また事業者及び行政の税額計算において大きな負担になるため、検討しないこととします。



定率制を望む声は15%

○定率制

宿泊施設71件分の宿泊料金及び年間の宿泊者数から「71施設における年額の宿泊料金」を算出し、それぞれ3～5%の税率をかけ、税収を試算した結果が上表です。

【ポイント】

表に記載の試算のとおり、他の税額に比べ税収は多くなりますが、あらゆる宿泊行為において課税対象の宿泊料金を算出し、課税額を決める必要があることから、**事業者への事務負担はかなりのものであることが予想されます。**

また、その事務負担への危惧からか、税率・税額のアンケートでの回答でも、定率制を望む声は15%にとどまります。

税額・税率の検討・協議(段階的定額制)

■ 段階的定額制の税収見込

段階的定額制							
2万円未満 の税額	2万円以上 の税額	2万円未満 の宿泊者	2万円以上 の宿泊者	税額200円の 総額	税額500円の 総額	税収見込(年)	
200	500	241,148	289,760	48,229,600	144,880,000	193,109,600	⇒約1.93億
300	500	241,148	289,760	72,344,400	144,880,000	217,224,400	⇒約2.17億
500	1000	241,148	289,760	120,574,000	289,760,000	410,334,000	⇒約4.1億

○ 段階的定額制

宿泊料金が2万円未満の場合の課税額を200円～500円、2万円以上の場合の課税額を500円または1,000円とし、税収を試算した結果が上表です。

※宿泊施設71件分の集計結果において、宿泊料金が「1万円未満」と「1万円以上～2万円未満」は、計49件と約7割を占めていること、また先行事例でも2万円を境目としているケースが多数存在することから、「2万円」を税額の方岐点と設定しています。

【ポイント】

1泊5,000円の宿泊料金で営業をしている事業者と、1泊19,500円で営業をしている事業者にとっての「追加の宿泊税500円」のインパクトは大きく異なるため、**あまりに高額な税額の設定は避けることが望ましいと考えられます。**

また、季節料金や祝休日料金など、宿泊料金の変動が一般的な中で、**段階的と言えど、ある程度の宿泊事業者の事務負担が懸念されます。**

税額・税率の検討・協議(一律定額制)

■一律定額制の税収見込

一律定額制			
税額	宿泊者数	税収見込(年)	
300	530,908	159,272,400	⇒約1.59億
400	530,908	212,363,200	⇒約2.12億
500	530,908	265,454,000	⇒約2.65億
600	530,908	318,544,800	⇒約3.19億
1000	530,908	530,908,000	⇒約5.31億

○一律定額制

300円～1,000円の範囲を課税額とし、税収を試算した結果が左表です。

【ポイント】

宿泊施設71件分の集計結果では、宿泊料金が「1万円未満」は、29件と約4割を占めています。

1万円未満の低廉な宿泊料金で営業をしている事業者と、10万円以上の宿泊料金で営業をしている事業者にとっての「追加の宿泊税1,000円」のインパクトは大きく異なるため、あまりに高額な税額の設定は避けることが望ましいと考えられます。

事務局案としましては、

- ①あまりに高額な税額設定は、宿泊料金に大きな影響を与える
- ②アンケートや勉強会の場で、宿泊事業者から「事務負担に関する不安」の声を多くいただいております、シンプルな制度設計が求められている

等を加味し、【1人1泊300円の一律定額制】が望ましいのではないかと考えております。

(参考)各税額・税率のメリット、デメリットの比較

赤文字 プラスの要素
青文字 マイナスの要素

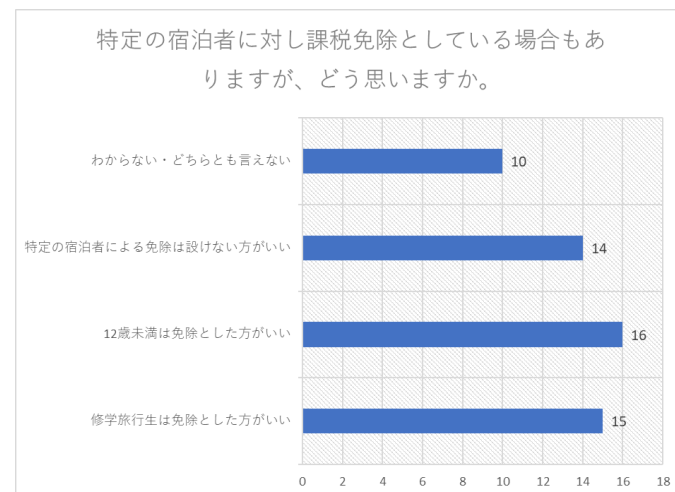
		一律定額制	段階的定額制	定率制
税収入額		・税額が一律のため宿泊料金の上昇は、あまり税収に影響しない。	・宿泊料金が上昇した場合、税収に一定程度の影響を与える。	・宿泊料金が上昇すれば、その分定率で税収も増加する。
観光客の負担		・負担額が一定のため、応分負担の面で劣る。 ・質（単価、季節性）が変更となっても、負担額が変わらない。	・一定額以上の宿泊料金に合わせて、税額が増加するため、高額な価格帯の料金の宿泊者に 相応の負担が生じる 。（低廉な宿泊料金で宿泊している場合、負担は変わらない。） ・定率制よりは 応分負担で劣る	・宿泊料金に対応した 税額設定(負担) となる。 ・質（単価、季節性）に応じた税額設定(負担)となる。
事業者の負担	課税額の算出	・課税額が一律のため、容易に算出が可能。 （食事代やサービス料等の細かな算出が不要）	・課税額が一律でないため、宿泊料金に応じた宿泊人数の算出が必要。 （食事代やサービス料等が含まれている場合、それらを除き宿泊料金を算出する必要がある）	・課税額が一律でないため、 宿泊料金を算出した上で、個別の課税額の算出が必要 。 （食事代やサービス料等が含まれている場合、それらを除き宿泊料金を算出する必要がある）
	徴収の時期	・課税額の計算が容易なため、 事前や現地決済等の任意の時点での徴収のアレンジが容易 。	・課税額の計算が比較的に容易なため、事前や現地決済等の任意の時点での徴収のアレンジが比較的に容易。	・宿泊料金及び課税額の確定時期が他の税率に比べ遅くなる傾向にあり、宿泊料金確定後に、徴収が可能。
	負担の程度	・ 低い(宿泊料金の算出が不要、徴収が簡便)	・比較的低い(宿泊料金の算出が比較的容易、徴収が比較的簡便) ・ 一律定額制よりは負担がある	・ 一定程度の負担がある(宿泊料金の算出及び徴収に手間がかかる)
先行事例		・先行自治体での採用事例が多い。 ・令和8年3月中旬時点で、23自治体(今後導入予定の自治体を含め)	・先行自治体での採用事例が多い。 ・令和8年3月中旬時点で、22自治体(今後導入予定の自治体を含め)	・令和8年3月中旬時点で、8自治体(今後導入予定の自治体を含め) ※導入済み事例は、ニセコ町の1団体のみ。
社会・経済状況への対応		・物価変動に対応できない。 （宿泊料金に大幅なインフレが生じてても、 税収は増加しない ）	・ 経済状況に一定程度適応できる 。 （宿泊料金に大幅なインフレが生じた場合、 税収は一定程度増加する ）	・ 経済状況に適応できる 。 （宿泊料金に大幅なインフレが生じた場合、 税収は大きく増加する ）

個別の課税要件の検討・協議 ②

検討項目	具体的な内容	鎌倉市における内容
⑧課税免除	地方税法第6条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる	検討・協議

アンケート結果では、特定の方への課税を免除した方がいいというご意見はありますが、年齢や修学旅行生・その引率者であることを確認(証明書類のチェック等)等の事務負担を軽減するという視点から、「課税免除は設けない」が適していると考えます。

※ただし特例として、災害避難者等の特別な事情を抱えた方は免除を検討



検討項目	具体的な内容	鎌倉市における内容
⑨課税期間	制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案して、一定期間ごとに見直しを行う	検討・協議

自治税務局長通知に基づき、全ての先行事例において、条例施行後も制度内容の見直しを行うこととしています。

また社会情勢など観光を取り巻く急速な環境の変化に対応するため、宿泊税の導入後も税額等の見直しを行っている自治体もあり、主流となっている「施行後3年、その後は5年ごとに見直す」が適切と考えます。

個別の課税要件の総括

ここまでの説明を総括したものが、下表です。

検討項目	具体的な内容	鎌倉市における内容
①課税客体	税金がかかる物や行為	鎌倉市に所在する宿泊施設への宿泊行為
②課税標準	納税額を算出する際に必要な基本的な数値	宿泊施設への宿泊数
③納税義務者	租税を納める義務を課せられる者	宿泊施設への宿泊者
④徴収方法	特別徴収：宿泊施設が宿泊者から宿泊税を徴収し納入 普通徴収：町が納税義務者から直接租税を徴収	特別徴収
⑤申告期限	条例に規定される日までに、徴収（納付）すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入 ※特例有
⑥免税点	一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度	設けない
⑦税額・税率	税金の額。一律定額制、段階的定額制、定率制が考えられる	1人1泊300円 (一律定額制)
⑧課税免除	地方税法第6条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる	設けない
⑨課税期間	制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案して、一定期間ごとに見直しを行う	施行後3年、その後は5年ごとに見直す

確認事項

検討・協議事項